

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、原子力事業者から警戒事象又は特定事象の通報の通報があった場合の対応、及び原災法第15条に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に規定するものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 特定事象等発生情報等の連絡

(1) 原子力事業者からの警戒事象発生時の通報があった場合

ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障あるいはそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事象として、原子力規制委員会に連絡するとともに、市をはじめ官邸（内閣官房）、県、関係機関等へ連絡するものとされている。

原子力事業者の通報内容

(ア) 原子力事業所の名称及び場所

(イ) 事故の発生箇所

(ウ) 事故の発生時刻

(エ) 事故の種類

(オ) 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等

(カ) その他事故の把握に参考となる情報

イ 原子力規制委員会は、警戒事象の発生を確認するとともに、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁、県、所在市町村及公衆に対し情報提供を行うものとされている。

また、PAZを含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者等の避難を含む援護体制を構築するよう連絡するものとされている。

ウ 市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合

ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、関係周辺都道府県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するとともに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。

原子力事業者の通報内容

- (ア) 原子力事業所の名称及び場所
- (イ) 事故の発生箇所
- (ウ) 事故の発生時刻
- (エ) 事故の種類
- (オ) 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等
- (カ) その他事故の把握に参考となる情報

イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を发出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について市をはじめ官邸（内閣官房）、県及び県警察本部に連絡するものとされている。

また、必要に応じPAZを含む市町村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。

ウ 市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

エ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、市をはじめ国、県に連絡するものとされている。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力事業者は、市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとされている。

さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。

イ 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

ウ 市は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

エ 市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

オ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(2) 原子力緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡)

ア 原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。

市は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班に職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整が行えるように努める。

イ 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するよう努めるものとする。

ウ 原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等との間の連絡・調整等を引き続き行うものとされている。

3 一般回線が使用できない場合の対処

地震、洪水等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、緊急時モニタリングセンターが実施する緊急時モニタリングに参画し、可搬型モニタリングポストの設置等を行うものとする。

また、緊急時モニタリングセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報等の迅速な把握に努めるものとする。

第3節 活動体制の確立

1 市の活動体制

(1) 事故対策のための警戒態勢

ア 警戒態勢

市は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のため、あらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

イ 情報の収集

市は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

ウ オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターが機能するよう立ち上げ準備への協力を行うものとする。

エ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国は、現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催することとされており、この会議に市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた者をこれに参加させるものとする。

オ 国等との情報の共有等

市は、派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡することとし、当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を図るものとする。

カ 警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、概ね以下の基準によるものとする。

- (ア) 事故対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき。

(2) 災害対策本部の設置等

ア 市は、特定事象が発生した場合及び内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、又は市長が必要と認めたときは、市長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。

イ 災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

- (ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- (イ) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。

(3) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は別に定めるものとする。

(4) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

事故発生時における市の体制及び職員の配備体制区分の基準及び内容

体制区分		配備基準	配備体制	災害対策本部の設置等
連絡配備		環境への有意な放射性物質等の放出がない事故・トラブル	総務課危機管理室	
警戒体制 (事前配備)	第1	環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $0.5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満の事故・トラブル	総務課危機管理室	
	第2	環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $0.5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上 $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満の事故・トラブル	総務課総務G及び危機管理室職員 各支所地域課職員	事故の拡大のおそれがある場合は、主査級以上の全職員 総務課及び各支所地域課職員全員
非常体制	第1	○環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上 $500 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満の事故・トラブル ○原災法第10条に基づく通報があった事故	全職員	災害対策本部の設置
	第2	○環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $500 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上の事故・トラブル ○原災法第15条に基づく原子力緊急事態に該当する事故		

2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原則、市は、市の代表者として副市長をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、市は、職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事できるよう努めるものとする。

3 専門家の派遣要請

市は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

4 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

5 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

6 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより、避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じ、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされており、市は、初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

7 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

ア 市は、オフサイトセンターに派遣した防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

ア 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

イ 市は、県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

ウ 市の放射線防護を担う班は、オフサイトセンターにおいて、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。

エ 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

オ 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。

(1) 市は、国及び県と連携し、特定事象（原災法第10条事象）発生時には、原則としてUPZ内の予防的防護措置（屋内退避）を行うものとする。

(2) 市は、内閣総理大臣が緊急事態宣言（原災法第15条事象）を発出し、PAZの避難を指示した場合は、国の指示又は独自の判断により、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、住民等にその旨を伝達するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び県と連携し、緊急時放射線モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

なお、市長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

(3) 市は、住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、市は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

(4) 市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。

また、避難状況の確認結果については、原子力現地災害本部及び県に対しても情報提供するものとする。

(5) 市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされており、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

避難・屋内退避等の基準

放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから住民を防護するため、OILの基準による避難・屋内退避の基準は以下のとおりとする。

基準の種類	基準の概要	初期設定値 注1)	防護措置の概要
OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 注2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物注3)の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 注2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

注1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

注2) 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

注3) 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

2 避難場所

- (1) 市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

- (2) 市は、県と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国、県等への報告を行うものとする。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者等の避難先や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供するものとする。

- (3) 市は、県の協力のもと、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

- (4) 市は、県と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

なお、市は、県と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

- (5) 市は、県の協力のもと、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

- (6) 市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に配慮し、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

- (7) 市は、県の協力のもと、災害の規模等により、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び、活用等により避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

- (8) 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れに配慮するとともに、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進を図るものとする。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

3 広域一時滞在

- (1) 市は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に配慮し、市外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県が調整し、又は市が当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めものとする。
- (2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

また、市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

4 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の予防服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

- (1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会が判断することとされている。
- (2) 市は、県と連携し、原子力規制委員会の判断に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。

5 災害時要援護者等への配慮

- (1) 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、災害時要援護者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

6 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

7 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

8 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

市は、警戒区域もしくは避難の勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

9 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

なお、必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

(2) 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

(3) 市及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

市は、応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について警察と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第6節 飲食物の出荷制限，摂取制限等

1 飲食物等の出荷制限

市は，住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡，確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合，当該勧告等の対象地域において，地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。

2 関係機関との連携

市は，原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ，国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け，又は独自に飲用水の検査を実施するものとする。

食品については，必要に応じ，県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力するとともに，独自の判断で放射性物質の検査を行うものとする。

3 出荷制限，摂取制限等の解除

市は，原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき，飲食物の出荷制限，摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

飲食物等の摂取制限に関する指標

基準の種類	基準の概要	初期設定値 注1)			防護措置の概要
		核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類，穀類，肉，卵，魚，その他	
OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため，飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg 注2)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い，基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	

注1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり，地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

注2) 根菜，芋類を除く野菜類が対象。

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

第1順位 人命救助，救急活動に必要な輸送，対応方針を定める少人数グループのメンバー

第2順位 避難者の輸送（PAZ など緊急性の高い区域からの優先的な避難），災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員，資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

ア 救助・救急活動・医療・救護活動に必要な人員及び資機材

イ 負傷者，避難者等

ウ 対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長，市の対策本部長等）緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員，原子力災害合同対策協議会構成員，国の専門家，緊急時モニタリング要員，情報通信要員等）及び必要とされる資機材

エ コンクリート屋内待避所，避難所を維持・管理するために必要な人員，資機材

オ 食料，飲料水等生命の維持に必要な物資

カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位，乗員及び輸送手段の確保状況，交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 市は、人員，車両等の調達に関して、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等の関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとするものとする。

ウ 市は、イによっても人員，車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

市は、交通規制にあたる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第8節 救助・救急，消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

- (1) 市は，救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう，必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により，救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 市は，災害の状況等から必要と認められるときは，消防庁，県，原子力事業者等に対し，応援を要請するものとする。この場合，必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 市は，市内の消防力では対処できないと判断した場合は，速やかに，広域消防応援，緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。

なお，要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ア 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由，応援の必要期間
- イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ウ 市への進入経路及び集結（待機）場所 等

2 医療措置

市は，県が行う緊急時における住民等の健康管理，汚染検査，除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

市は，流言，飛語等による社会的混乱を防止し，住民生活の安定を図るとともに，住民等の適切な判断と行動を助け，住民等の安全を確保するために，正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達等の広報活動を行うものとする。

また，住民等から，問合せ，要望，意見などが数多く寄せられるため，適切な対応が行える体制を整備するものとする。

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は，放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し，緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ，異常事態による影響をできるかぎり低くするため，次の事項に特に留意し，住民等に対する的確な情報提供，広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。
 - ア 市は，緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）内の住民等のみならず，その近隣の住民にも情報が十分に行き渡るよう，次の事項について広報を行うものとする。
 - (ア) 事故の状況及び環境への影響とその予測
 - (イ) 国，県，市及び防災関係機関の対策状況
 - (ウ) 住民のとるべき行動の指針
 - (エ) コンクリート屋内退避所，避難のための集合場所及び避難所
 - (オ) その他必要と認める事項

イ 市が行う事故発生時における広報は、次に掲げる各段階に応じて行うものとする。

- (ア) 事故発生時
- (イ) 特定事象発生時（災害対策本部設置時）
- (ウ) 応急対策実施区域設置時
- (エ) 事故等の状況変化があった場合
- (オ) 緊急時モニタリング結果が集約された場合
- (カ) 放射性物質の放出等の状況変化があった場合

(2) 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(3) 市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象予測や放射性物質の大気中拡散予測、等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を提供するものとする。

なお、その際、住民生活の安定並びに災害時要援護者等、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

(4) 市は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 市は、情報伝達にあたって、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。

特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(6) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に避難先と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市は適切に対応するものとする。

1 ボランティアの受入れ

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。

また、需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ

市は、義援金の使用について、県と十分協議の上、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

1 避難等の順序

市は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする。

なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

2 業務継続計画に基づく業務の実施

市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に規定し、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き国が設置した原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施した、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。

また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

市は、損害賠償等に資するため、避難及び屋内退避の措置をとった住民等の災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

2 災害対策措置状況の記録

市は、被害の状況、汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を調査・記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

1 生活再建の支援

市は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行うものとする。

2 支援窓口の設置

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置、賠償手続き等について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

3 支援策の機動的・弾力的対応

市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討するものとする。

第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。